インフルエンザ流行に備えた体制整備について

外来診療・検査体制について

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備の概要 (令和2年9月4日事務連絡)

趣旨

- 〇例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度発生を想定する
- ○これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザとCOVID19を臨床的に鑑別することは困難である
 - ⇒これらをふまえ、次のインフルエンザ流行に備えた策を講ずる

概 要

- 1. 地域の実情に応じて、多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制を整備する
- (1)新たな相談体制の整備 地域において、かかりつけ医等の**身近な多くの医療機関で発熱患者等の相談を受ける**体制を整備
- (2)「<u>診療・検査医療機関(仮称)」の指定</u> 既存の帰国者・接触者外来等も含め、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を指定し、地域において、かかりつけ医
- 等の**身近な多くの医療機関で発熱患者等の診療・検査を行う**体制を整備 (3) 「受診・相談センター(仮称)」の設定

上記体制の整備により、帰国者・接触者相談センターは 、**従前の役割を解消**することとなり、今後は、**住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先**となる**「受診・相談センター(仮称)」**として役割を担う

(4) 発熱患者等に対する受診方法と診療体制の周知・広報

体制整備状況に応じて、本年10月以降の発熱患者等の医療機関の相談及び受診方法を自治体のホームページや機関紙等を用いて広く住民に周知

(5)検査体制の強化

検査体制については、今秋冬は**多数の検査需要が生じる**ことに留意し、検査協力医療機関の増加による検体採取の体制整備と併せた、**検査分析の能力を向上**を図る

- 2. インフルエンザワクチンの供給量を確保しつつ、効率的なワクチン接種を推進
- 3. 「新しい生活様式」をはじめとする感染症対策を推進

その他

10月中を目処に体制整備を完了し、発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関として指定される医療機関について、都道府県から厚生労働省へ報告

<住民に対して周知する事項>

診察

検

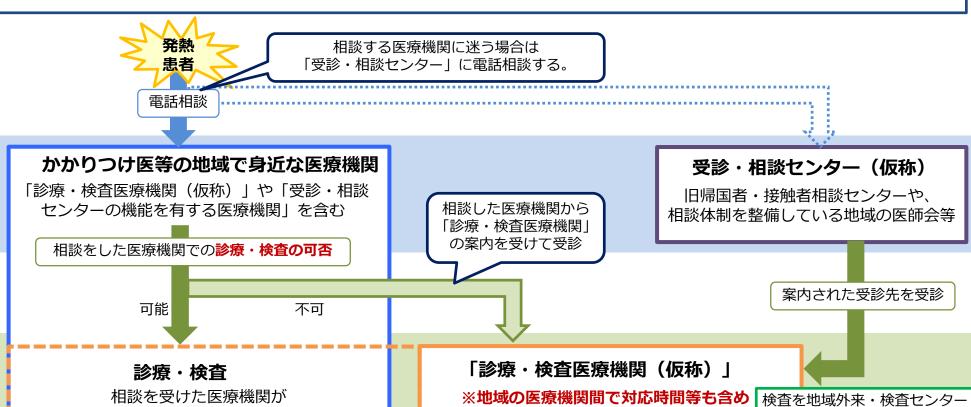
杳

- 発熱 等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談すること。

<都道府県や地域の医療関係者が整備する事項>

「診療・検査医療機関(仮称)」である場合

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「診療・検査医療機関」とその対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「診療・検査医療機関」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



共有しておく

に依頼することも可能

次のインフルエンザ流行期に向けた本県のこれまでの取組

<冬期に向けた検査体制の検討>

- 第1波収束後、6月から秋冬に向けた検査体制の整備について、医師会と連携し検討開始
- 7月の郡市医師会長会議、第3回新型コロナ感染症対策協議会(令和2年7月31日)において、具体的な検体採取方法、検査手法等のパターンを示し、検査方法については、各地域におけるインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の流行状況や患者の症状などをもとに、インフルエンザ・新型コロナウイルスの疑い度合い(事前確率)を考慮し、曝露リスクも踏まえて判断することとした。
- 協議会での協議結果等をふまえ、県医師会においても秋冬における検査体制の検討が進められている。

<受診・検査対応の整備>

- 帰国者・接触者外来に加え、**PCRセンターを県内に11か所設置**し、保健所を介することなく、かかりつけ医等の 判断でPCR検査を実施できる体制を整備
- 秋冬の検査体制の拡充に向けて、県医師会と行政検査に係る集合契約を締結

<第4回新型コロナウイルス感染症対策協議会での協議>

● 本県における6月以降の取組もふまえ、国が示すスキームを基本としつつ、発熱患者等が必要時に円滑に受診・検査を受けることができるよう本県の実情に応じた形で冬期に向けた体制を整備していくことを確認。

((協議会でいただいた意見))

- ◆ 保健所、基幹病院を交えた**地域の協議の場**が必要。
- ◆ 「受診・相談センター」には、一部の医療機関に偏ることなく地域の実情に応じた紹介をしていただきたい。
- ◆ **コールセンターの設置・増強**などにより、「受診・相談センター」としての役割を担う**保健所の負担を軽減** する必要がある。
- ◆ 基幹病院等に負担がかからないよう、「診療・検査医療機関」数を増やす必要がある。

三重県のインフルエンザとの同時流行をふまえた新型コロナの外来診療・検査体制(案)

〇以下のようにしてはどうか。

<受診に係る相談対応>

- かかりつけ患者等については、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関で対応
- 相談する医療機関に迷う患者等については、「受診・相談センター」が「診療・検査医療機関」を紹介
- 「受診・相談センター」の役割は保健所が担う(一部コールセンターに委託)
- 「受診・相談センター」からの紹介については、各地域において事前に一定の紹介ルールを定め、紹介の偏りを防止

<診療・検査対応>

- 「診療・検査医療機関」は国の支援制度も活用し、診療・検査の主な役割を担う
- 「診療・検査医療機関」の情報については、関係者および「受診・相談センター」で共有
- 「診療・検査医療機関」の名称等については、一部の医療機関に患者が殺到することを防ぐため、現時点では非公表(厚生 労働省の方針変更等があった場合は再検討)
- 「診療・検査医療機関」として、10月23日時点で、408医療機関を指定

